

指定統計調査の承認等の状況

(平成20年10月分)

平成 20 年 11 月 10 日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

| 指定統計調査の名称等 | 申請者 | 主な承認事項 | 承認月日 |
|---------------------|--------|--|----------|
| 個人企業経済調査 (7条2項) | 総務大臣 | 承認事項の変更 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、調査対象事業所の分類を新分類に改める。 | 20.10.8 |
| 造船造機統計調査 (7条2項) | 国土交通大臣 | 承認事項の変更 平成 20 年 10 月 1 日に国土交通省の組織が改正され、情報管理部が廃止されたことを踏まえ、集計方法の「総合政策局情報管理部」及び保存責任者の「総合政策局情報管理部長」を「国土交通大臣」に改める。 | 20.10.8 |
| 船員労働統計調査 (7条2項) | 国土交通大臣 | 承認事項の変更 平成 20 年 10 月 1 日に国土交通省の組織が改正され、情報管理部が廃止されたことを踏まえ、保存責任者の「国土交通省総合政策局情報管理部長」を「国土交通大臣」に改める。 | 20.10.8 |
| 自動車輸送統計調査 (7条2項) | 国土交通大臣 | 承認事項の変更 平成 20 年 10 月 1 日に国土交通省の組織が改正され、情報管理部が廃止されたことを踏まえ、調査系統の「国土交通省総合政策局情報管理部」を「国土交通省」に改める。 | 20.10.8 |
| 科学技術研究調査 (7条2項) | 総務大臣 | 承認事項の変更 (1) 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、調査対象事業所の分類を新分類に改める。 (2) 平成 17 年 10 月に日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団が解散し、「公団」が | 20.10.10 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | なくなったことを踏まえ、「様式第 1~4 号」(調査票甲・乙)の研究費の支出元及び支出先の区分にある「公庫・公団等」を「公庫等」に改める。 | |
|--|--|---|--|

2 統計報告の徴集の承認

| 統計報告の徴集の承認 | 申請者 | 主な承認事項 | 承認月日 |
|---|----------------|--|----------|
| 平成23年経済センサス活動調査第1次試験調査 (統計報告調整法第4条第1項) | 総務大臣 経済産業大臣 | 本調査について、調査を実施することを承認した。 平成23年に実施が予定されている「経済センサス活動調査」の実施に先立ち、調査事項、調査票の設計等の諸事項について検証を行うことを主目的として実施する。 | 20.10.24 |

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。